

令和4年5月12日

洞爺湖町議会令和4年5月会議  
議 案

## 附議議案

議案番号	件名
同意第1号	教育委員会委員の任命について
同意第2号	教育委員会委員の任命について
同意第3号	監査委員の選任について
議案第1号	洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第2号	洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
議案第3号	洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第4号	令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）
議案第5号	令和4年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第6号	令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第7号	令和4年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第8号	令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第9号	令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）

同意第1号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めらる。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町旭町76番地

氏 名 吉 田 聡

昭和27年5月16日生

令和4年5月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

同意第2号

教育委員会委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求めらる。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉144番地

氏 名 来 栖 由 喜

昭和37年4月8日生

令和4年5月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

同意第3号

監査委員の選任について

下記の者を識見を有する者の中から選任する監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により議会の同意を求め  
る。

記

住 所 虻田郡洞爺湖町浜町31番地2

氏 名 山 口 行

昭和32年8月23日生

令和4年5月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

## 議案第1号

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年5月12日提出

洞爺湖町長 下道英明

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

## 議案第2号

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年5月12日提出

洞爺湖町長 下道英明

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当（洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第29号）第6条の規定に基づき支給された期末手当を含む。）の額に222.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

## 議案第3号

### 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年5月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

### 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第6項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の洞爺湖町職員の給与に関する条例第21条第2項（同条第6項の規定により読替えて適用する場合を含む。）及び洞爺湖町職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第21条第3項から第5項まで（洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第26号）第17条の規定により読替えて適用する場合を含む。）若しくは第30条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項、洞爺湖町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成20年洞爺湖町条例第18号）第8条、洞爺湖町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第17号。以下この項において「企業職員給与条例」という。）第12条の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当（企業職員給与条例第12条に基づき支給された期末手当を含む。）の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を

受けるものをいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員  $127.5\frac{1}{5}$
- (2) 再任用職員  $72.5\frac{1}{10}$

## 議案第4号

### 令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）

令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,563千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,064,563千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月12日提出

洞爺湖町長 下道英明



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		58,718	△ 3,940	54,778
	1. 議 会 費	58,718	△ 3,940	54,778
3. 民 生 費		1,514,134	△ 321	1,513,813
	1. 社 会 福 祉 費	1,011,084	△ 321	1,010,763
12. 給 与 費		1,185,328	△ 12,000	1,173,328
	1. 給 与 費	1,185,328	△ 12,000	1,173,328
13. 予 備 費		20,000	16,261	36,261
	1. 予 備 費	20,000	16,261	36,261
14. 新型コロナウイルス感 染 症 対 策 費		0	94,563	94,563
	1. 新型コロナウイルス感 染 症 対 策 費	0	94,563	94,563
歳 出 合 計		6,970,000	94,563	7,064,563

議案第5号

令和4年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和4年5月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳出予算補正

1 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		33,122	△ 241	32,881
	1. 総 務 管 理 費	27,825	△ 241	27,584
10. 予 備 費		4,298	241	4,539
	1. 予 備 費	4,298	241	4,539
歳 出 合 計		1,291,596	0	1,291,596

議案第6号

令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和4年5月12日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳出予算補正

## 1 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 公共下水道費		358,370	△ 834	357,536
	1. 下水道管理費	245,461	△ 834	244,627
3. 予備費		2,678	834	3,512
	1. 予備費	2,678	834	3,512
歳出合計		673,769	0	673,769

議案第7号

令和4年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ511千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,200,698千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月12日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料		217,350	△ 54	217,296
	1. 介護保険料	217,350	△ 54	217,296
2. 国庫支出金		294,264	△ 91	294,173
	2. 国庫補助金	103,121	△ 91	103,030
3. 道支出金		178,498	△ 45	178,453
	2. 道補助金	9,161	△ 45	9,116
6. 繰入金		204,683	△ 321	204,362
	1. 一般会計繰入金	201,201	△ 321	200,880
歳入合計		1,201,209	△ 511	1,200,698

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		30,446	△ 276	30,170
	1. 総務管理費	22,527	△ 276	22,251
3. 地域支援事業費		60,490	△ 235	60,255
	2. 包括的支援事業費	35,023	△ 235	34,788
歳出合計		1,201,209	△ 511	1,200,698

議案第8号

令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和4年5月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳出予算補正

1 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		4,473	△46	4,427
	1. 総務管理費	3,886	△46	3,840
4. 予備費		293	46	339
	1. 予備費	293	46	339
歳出合計		171,261	0	171,261

議案第9号

令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

〈支出〉

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	258,813	0	258,813
第1項 営業費用	237,729	△280	237,449
第2項 営業外費用	10,928	0	10,928
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	10,155	280	10,435

令和4年5月12日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明